

議案第 6 2 号

東郷町部設置条例の一部改正について

東郷町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、組織機構改革を実施するため必要があるからである。

東郷町部設置条例の一部を改正する条例

東郷町部設置条例（昭和 6 3 年東郷町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号を次のように改める。

- (1) 企画部
- (2) 総務部
- (3) くらし健康部
- (4) 福祉こども部
- (5) まち整備部

第 2 条第 1 項中「企画政策部」を「企画部」に改め、同項中第 6 号から第 9 号までを削り、第 1 0 号を第 6 号とし、第 1 1 号を第 7 号とし、第 1 2 号から第 1 5 号までを削り、同条第 2 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、同条第 3 項中「健康福祉部」を「くらし健康部」に改め、同項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同項に次の 4 号を加える。

- (5) 住民生活に関すること。
- (6) 住民協働に関すること。
- (7) 住民活動の支援に関すること。
- (8) 男女共同参画及び人権施策に関すること。

第 2 条第 4 項中「こども未来部」を「福祉こども部」に改め、同項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。

第 2 条第 5 項中「都市環境部」を「まち整備部」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (8) 農林水産業に関すること。
- (9) 農地に関すること。
- (10) 商工業及び観光に関すること。

(11) 労働及び雇用に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(東郷町職員互助会条例の一部改正)

2 東郷町職員互助会条例（昭和 5 5 年東郷町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

議案の概要

1 改正理由

本町が抱える地域課題及び多様化・複雑化する行政ニーズに迅速に対応し、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、組織機構改革を実施する必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 企画政策部、健康福祉部、こども未来部及び都市環境部を再編し、企画部、くらし健康部、福祉こども部及びまち整備部に改めること。（第1条関係）
- (2) 企画部、くらし健康部、福祉こども部及びまち整備部の分掌事務を定めると。（第2条関係）
- (3) 総務部の分掌事務を改めること。（第2条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行すること。
- (2) 東郷町職員互助会条例（昭和55年東郷町条例第6号）の一部を改正し、所要の規定を整備すること。